

## 希望郷いわて景観フォトコンテスト実施要綱

### 目的

第1 県内の良好な景観づくりに貢献していると認められる景観や、屋外広告物を表彰することにより、岩手の個性を生かした魅力ある景観形成に対する県民意識を高め、本県の美しい景観づくりに寄与することを目的とする。

### 実施主体

第2 岩手県県土整備部都市計画課が実施主体となり、希望郷いわて景観フォトコンテスト選考委員会（以下「選考委員会」という。）を組織して実施する。

### 実施の方法

第3 原則として毎年度1回行うものとする。

2 表彰は、各年度、別に定める実施要領に基づき、部門ごとに応募又は推薦のあった県内の景観写真、既設の屋外広告物のうち、選考によって特に優れたものを対象とする。

3 応募又は推薦の方法については別に定める。

### 表彰の種類等

第4 景観賞、屋外広告物賞、特別賞を選定し表彰する。

2 選考のための審査については、別に定める。

### その他

第5 この要綱に定めるほか、本コンテストについて必要な事項は選考委員会において定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年11月8日から施行する。